

住民監査請求監査結果

(防災区民組織活動助成金の支出に関する件)

令和 6 年 3 月

足立区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和6年1月31日

3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年2月8日に受理の決定を行った。

4 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

地域調整課の事案決定書「令和5年度町会・自治会に対する各種助成金の交付決定及び経費の支出について(第1回)」(令和5年6月13日起案、6月22日決定、5足地調収第1788号。以下「事案1788号」という。)によりライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会(以下「本件自治会」という。)に対し、防災区民組織活動助成金(以下「本件助成金」という。)38,000円を交付決定・支出したこと。

イ 違法である理由

防災区民組織活動に係る助成金交付については、足立区防災区民組織活動助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条に、「助成金の対象となる活動は、防災区民組織の活動で、区長が必要かつ適当と認めたものとする」、第5条第1項に「区長は、申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが必要かつ適当であると認めるときは、速やかに交付額を決定し、交付決定通知書により当該町会、自治会等に通知するものとする」と規定されている。また、足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱(以下「設置要綱」という。)第2条に、「この要綱において組織とは、災害対策基本法第5条第2項及び足立区災害対策条例第24条の趣旨に基づき、災害から地域社会を守るため、町会、自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成し、第8条の規定による手続きを済ませた組織をいう」と規定さ

れている。

(主張) ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合（以下「本件管理組合」という。）に防災区民組織が存在することは規約の存在で明確であるが、同一組織内に防災区民組織が二つも存在することはあり得ないことから、本件自治会に自治会を母体とする防災区民組織活動は存在しない。また、本件管理組合1階掲示板に掲示中の「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ第22期管理組合理事会／R5年度自治会の役員と組織体制」には、自主防災会として各役員等の部屋番号と名字が記載されているが、本件自治会に係る防災区民組織の記載がないことは、本件自治会には防災区民組織が存在しない事を裏付けるものである。よって、本件自治会には自治会を母体とする防災区民組織活動も存在しないので、本件助成金の交付額である38,000円の損害が区に生じている。

(主訴) 以上から、本件自治会を母体とする防災区民組織の存在はなく、その活動もないため、本件助成金の交付はあり得ないにもかかわらず、本件助成金の交付に何の確認もなく、かつ何の対応や措置もしない状況は、瑕疵ある不適正な会計処理であり、違法である。

(2) 措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

- ① 当該事案の補助対象事業団体に対する助成金の交付決定の取り消し
- ② 助成金の返還
- ③ 助成金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「防災区民組織活動助成金の支出」を監査対象とした。

2 監査対象部局

危機管理部総合防災対策室災害対策課、地域のちから推進部地域調整課を監査対象部局とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和6年2月16日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事務処理手続の確認、請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認、判断理由について述べる。

1 事務処理手続の確認

(1) 本件助成金に係る規定について

設置要綱において防災区民組織の設置について規定し、交付要綱に基づき助成金交付に関する事務処理を行っている。

ア 設置要綱の主な内容は次のとおりである。

(ア) 目的（第1条）

この要綱は、災害の発生時に備えて、区民が隣保協同の精神に基づき組織する防災区民組織の育成及び指導について必要な事項を定めることにより、足立区の区域における地域防災態勢の整備及び推進を図ることを目的とする。

(イ) 定義（第2条）

この要綱において「組織」とは、災害対策基本法第5条第2項及び足立区災害対策条例第24条の趣旨に基づき、災害から地域社会を守るため、町会・自治会・マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成し、第8条の規定による手続を済ませた防災区民組織をいう。

(ウ) 組織の活動事項（第3条）

組織は、災害を防止し、又は被害を軽減するため、平常時の予防活動及び災害時の応急活動を行うものとする。

(エ) 組織に対する助成（第7条）

組織に対する助成は、次に掲げる規程により行うものとする。

a 足立区防災区民組織物品助成要綱

b 足立区防災区民組織活動助成金交付要綱

(オ) 組織結成の届出（第8条）

組織を結成しようとする町会、自治会等の代表者は、防災区民組織

結成届（第1号様式）に防災区民組織役員名簿（第2号様式）を添えて区長に届け出るものとする。

（カ）組織の編成と役割分担（第10条）

組織の編成及び役割分担は、別表の標準組織図及び部別業務分担を基準に、当該組織の母体である町会、自治会等の組織と整合を図りつつ独自性をもって定めるものとする。

（キ）役員の変動の届出（第12条）

役員に異動があった組織は、防災区民組織役員名簿を区長に提出するものとする。

イ 交付要綱の主な内容は次のとおりである。

（ア）助成金の対象となる活動（第2条）

助成金の対象となる活動は、防災区民組織の活動で、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

（イ）助成金の交付額（第3条）

助成金の交付額は、予算内において、区長が算定した額とする。

（ウ）助成金の交付申請（第4条）

助成金の交付を受けようとする、防災区民組織の属する町会、自治会、マンションの管理組合等は、交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。

（エ）助成金の交付決定及び通知（第5条）

区長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは、速やかに交付額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により当該町会、自治会等に通知するものとする。

（オ）助成金の交付（第6条）

区長は、助成金を受けるべき町会、自治会等から請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（カ）決定の取消し（第7条）

助成金の交付を受けた町会、自治会等が助成金を他の用途に使用したときは、当該助成金の交付に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（キ）実績報告（第9条）

助成金の交付を受けた町会、自治会等は、助成金事業が完了した日から3か月以内の実績報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(2) 本件助成金に係る防災区民組織の設置

本件自治会を母体とする防災区民組織の結成当時に提出された「防災区民組織結成届」は、文書保存年限の関係で既に廃棄処分となっている。しかし、本件自治会からは令和5年1月15日現在の「防災区民組織役員名簿」が提出されており、災害対策課において保存されている。

(3) 本件助成金の交付手続き

ア 助成金の交付申請・決定通知

交付申請書が本件自治会長より区長あてに提出され、記載内容等を審査したうえ交付要綱第5条に基づき、事案1788号により交付決定通知書を本件自治会長あてに送付した。

イ 助成金の請求

本件自治会長から請求書兼口座振替依頼書が提出された。

ウ 助成金の交付

提出された請求書兼口座振替依頼書に基づき、交付要綱第6条により本件助成金を交付した。

2 請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認

(1) 「第1 請求の受付」「4 請求の内容」の「(1) 請求の要旨 イ(主張)」について

ア 監査対象部局は、以下のように説明している。

(ア) 本件自治会を母体とする防災区民組織の防災区民組織結成届については、文書の保存年限が経過したためすでに廃棄処分されているが、役員に異動があった際に提出される防災区民組織役員名簿(令和5年1月15日現在のものが最新)で組織体制を確認している。

(イ) 本件自治会の防災区民組織と本件管理組合の自主防災会は別の組織ではあるものの、同じ役員で構成され、活動も一体として行われている。本件自治会の防災区民組織と本件管理組合の自主防災会が一体として活動することを区として妨げるものではなく、また本件助成金にかかる申請書や請求書、実績報告書等の書類については本件自治会長名で提出されたものを受理している。

よって、本件自治会には、自治会を母体とした防災区民組織の活動は存在していると認定しているため、助成金交付による区への損害は生じていないものとする。

イ 監査委員は、以下のとおり事実認定した。

(ア) 設置要綱第2条による組織とは、「災害対策基本法及び足立区災害対策条例の趣旨に基づき、災害から地域社会を守るため、町会、自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成し、第8条の規定による手続を済ませた防災区民組織」をいう。

区に提出されている「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ第21期管理組合理事会／R4年度自治会の役員と組織体制」によれば、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージには、区分所有法に基づく本件管理組合と本件自治会が別個の組織として存在し、

「本件自治会専門部会は、本件管理組合理事会専門部と同じ枠組みで活動している」旨明記されている。このような場合に、防災区民組織を管理組合または自治会のどちらを母体とするかは、区民の選択に任されているものと解される。

ライオンズマンション荒川遊園アクアステージにおいては、本件自治会から設置要綱第8条に基づく組織結成の届出がなされ、同第12条に基づく防災区民組織役員名簿が提出されていることから、本件自治会が防災区民組織の母体に該当し、その活動は本件管理組合の自主防災会と同じ枠組みで実施されているものと認められる。

(イ) 令和5年度の本件助成金の交付決定に係る事務処理については、交付要綱第4条に基づき、本件自治会長から助成金交付申請書が提出され、その審査等は適確に行われており、事案1788号に基づく交付決定及び支出負担決定行為に瑕疵は認められないことから、区への損害は生じていないものと認められる。

3 判断理由

請求人の主訴は、「第1 請求の受付」「4 請求の内容」「(1) 請求の要旨 イ (主訴)」のとおりであり、本件助成金の交付決定・支出は違法であるとして、交付決定を取り消すこと、あるいは助成金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件助成金の交付決定・支出は違法又は不当であるとはいえないものと判断する。

(1) 本件自治会と本件管理組合は、同じ組織的枠組みで防災活動を実施していると認められる。このような実態を踏まえ、本件自治会が設置要綱第8条及び第12条に基づく手続を行い、本件助成金の交付申請書も本件自治会名で提出している。従って、防災区民組織の母体は本件自治会である

と認められること。

- (2) 本件自治会に対する本件助成金の交付については、交付要綱に基づき、適正に処理されており、支出負担決定行為にも瑕疵は認められない。交付金額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はないこと。

4 結論

請求には理由がないものと判断し、棄却する。

足立区職員措置請求書

1 請求の要旨

（対象となる財務会計上の行為について）

事案決定書「記号番号5足地調収第1788号令和5年6月13日起案、6月22日決定」事案名「令和5年度町会・自治会に対する各種補助金の交付決定及び経費の支出について（第1回）」で、団体名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会へ交付決定した防災区民組織活動助成金の38,000円である。（別紙事実証明書1のとおり）

（違法である理由について）

防災区民組織活動に係る助成金交付については、足立区防災区民組織活動助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条（助成金の対象となる活動）に、助成金の対象となる活動は、防災区民組織（足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱第2条に規定する組織をいう。）の活動であり、区長が必要かつ適当と認めたもの。第5条（助成金の交付決定及び通知）第1項に、区長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは、速やかに交付額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により当該町会・自治会等に通知するものとする。とある。（別紙事実証明書4のとおり）

また、足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱（以下「設置要綱」という。）第2条（定義）に、この要綱における組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号第5条第2項及び足立区災害対策条例（平成13年足立区条例第60号）第24条の趣旨に基づき、災害から地域社会を守るため、町会、自治会、マンションの管理組合等（以下「町会、自治会等」という。）を母体として区民が自主的に結成し、第8条の規定による手続きを済ませた組織をいう。、とある。（別紙事実証明書5のとおり）

しかし乍ら、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会（以下「アクアステージ自治会」という。）には、防災区民組織活動に係る助成金の防災区民組織の活動である、設置要綱第2条（定義）に規定する「自治会を母体として区民が自主的に結成」したとする防災区民組織についてが、下記のと通りの事由で存在しないとする。

(防災区民組織が存在しない事由について)

当該アクアステージ自治会の設立は、法令に基づき設立された団体であるライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合(足立区小台2-3-21に事務所所在、以下「アクアステージ管理組合」という。)の管理規約の容認事項のとおり、約20数年前に設立された由。

その後、先の2021年(令和3年)6月27日開催の管理組合臨時総会において、会則が下記1のとおり経過で議決され改訂されたことで、改めて、当該アクアステージ自治会と当該アクアステージ管理組合は、一体である。アクアステージ管理組合とアクアステージ自治会は、同一の組織内の団体であること、アクアステージ自治会は、いわばアクアステージ管理組合の内部組織であるということが明確になったと認識する。

踏まえて、アクアステージ自治会とアクアステージ管理組合とが、一体、同一組織だとすると、アクアステージ管理組合には、防災区民組織については、設置要綱上の管理組合を母体としてと同様に、当該アクアステージ管理組合の管理規約には、災害対応組織細則(2008年平成20年4月20日開催第6回総会で当初制定)として、「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自主防災会」を下記2のとおり、組織・設置していることが確認される。

鑑みて、当該アクアステージ管理組合に防災区民組織が存在することは、規約の存在で明確であるが、同一組織内であるとする当該アクアステージ自治会において、自治会を母体として防災区民組織が存在することは、2008年以前には存在していたかも知れないが、それ以後については、同一組織に同じ組織が二つもあることで、同一組織内に、防災区民組織活動が二つも存在することはあり得ないし、考えられないところである。2008年以後は、アクアステージ自治会に、自治会を母体とする防災区民組織活動は、存在しないとするものである。

なお、これら存在しないことについての事柄としては、アクアステージ管理組合1階エントランスに設置の掲示板に掲示中の表題「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ第22期管理組合理事会/R5年度自治会の役員と組織体制」(令和05年06月03日)には、各役員名のほかには、「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自主防災会」として、組織の本部長(理事長兼任)、副本部長(防犯防災部リーダー兼任)、広報・情報管理3名、安全・防犯管理5名、救護4名、施設管理4名、物資管理4名、についてが、部屋番号と名字が記載されている。一方、当該アクアステージ自治会に係る防災区民組織の記載がないものである。ということから、当該アクアステージ自治会には、自治会を母体とする防災区民組織が存在しないという事が裏付けされるものと確認する。

もって、当該アクアステージ自治会においては、設置要綱第2条（定義）に定めるところの、防災区民組織の活動については、その存在については、ないものであるとするので、交付要綱第2条（助成金の対象となる活動）に規定するところの助成金の対象となる要件は、防災区民組織の活動とあることから、自治会を母体とする防災区民組織の存在がないもので、防災区民組織の活動もないのでは、これら助成金の交付は、あり得ないものとするものである。にも拘わらずに、助成金の交付に何らの確認もなく、且つ、何らの対応や措置もしない様子は、瑕疵ある不適正な会計処理なのが違法とする理由である。

記

1 アクアステージ自治会会則の改訂内容、及び経過

◇議案について

アクアステージ管理組合2021年（令和3年）6月27日開催

第20期第1回臨時総会議案について

議題第7号議案 自治会会則の改訂に関する件

<審議事項>自治会会則の改訂

1. 改訂箇所：別紙参照
2. 改訂理由：現状の実態に合わせるため
3. 改訂日：令和3年7月1日

（別紙事実証明書6のとおり）

◇議事録について

アクアステージ管理組合2021年（令和3年）6月27日開催

第20期第1回臨時総会議事録について

議題第7号議案 自治会会則の改訂に関する件

<議案説明者>・議長

<審議結果>・承認（賛成多数）

<承認事項>・自治会会則の改訂

1. 改訂箇所：総会資料参照
2. 改訂日：令和3年7月1日

<主な質疑応答・意見>なし

（別紙事実証明書7のとおり）

◇改訂後のアクアステージ自治会会則（一部抜粋）

附則

第1条（会則の発効）

この会則は、平成14年12月1日から効力を発する。

令和3年6月27日開催の管理組合臨時総会において改定、令和3年6月28日から施行する。

第2条（自治会の成立）

アクアステージ自治会は、管理組合の成立と同時に成立したものとする。

（別紙事実証明書6のとおり）

記

2 アクアステージ管理組合に係る管理規約について

◇災害対応組織細則（一部抜粋）

第1条（目的）

この細則は、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージに居住している区分所有者もしくはその同居人または専有部分の貸与を受けた者もしくはその同居人（以下「区分所有者等」という。）が火事や地震等の災害時に、自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うことを目的として設置する災害対応組織の運営方法を定めることを目的とする。

第2条（名称）

本組織は、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自主防災会（以下「自主防災会」という）と称する。

第3条（組織構成及び役員、構成員の選出及び任期）

1 自主防災会はライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合理事会（以下「理事会」という）に所属する防犯防災部に付属する組織であり、別表1の通り構成するものとする。

2 自主防災会の役員および構成員は、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージに居住している区分所有者等から構成するものとする。

（別紙事実証明書8のとおり）

（損害について）

防災区民組織活動助成金の交付額38,000円の算出内訳は、区民組織基本額12,000円、調整額（世帯割額）6,000円、コミュニティタイムライン助成金20,000円の合計ということだが、アクアステージ自治会には、自治会を母体とする防災区民組織の活動が存在しないので、本助成金の交付額38,000円が区に生じている。

（別紙事実証明書2・3のとおり）

（措置請求について）

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置]

事案決定書記号番号5足地調収第1788号による補助対象事業団体に対する損害額に相当する助成金交付は、支出負担決定行為に瑕疵のある行為とするので、直ちに決定を取り消すこと。あるいは、助成金を返還させること。それが出来ないならば助成金の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を執行機関においても予算の執行機関に請求すること等の措置を請求する。

2 請求者
区内在住者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年1月31日

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。